

公益社団法人 福島県診療放射線技師会 定款

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 目的および事業（第3条～第4条）
- 第3章 会員（第5条～第11条）
- 第4章 総会（第12条～第21条）
- 第5章 役員および職員ならびに顧問（第22条～第31条）
- 第6章 理事会（第32条～第41条）
- 第7章 会計および事業計画等（第42条～第47条）
- 第8章 定款の変更および解散（第48条～第52条）
- 第9章 雑則（第53条）
- 附 則

第1章 総則

（名 称）

第1条 この法人は、公益社団法人福島県診療放射線技師会という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県郡山市に置く。

第2章 目的および事業

（目 的）

第3条 この法人は、診療放射線技術の向上発展と診療放射線知識の啓もう並びに福島県診療放射線技師の職業倫理の高揚により、診療放射線検査の適正を確保するとともに、県民に対し、診療放射線知識の普及をはかり、もって県民医療の向上に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 診療放射線技術の向上発展に関する事業
- (2) 診療放射線に関する知識の普及啓もうに関する事業
- (3) 診療放射線による検査技術の向上および職業倫理の高揚に関する事業
- (4) 診療放射線技術を通じての地域医療の推進に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 福島県内に居住し、または勤務する診療放射線技師および診療エックス線技師で、この法人の目的に賛同して入会した個人。
(推薦により名誉会員、終身会員となった正会員も含む)
- (2) 名誉会員 この法人に顕著な功労のあった者で、理事会の推薦に基づき総会において承認された者
- (3) 終身会員 満70歳以上の者で、この法人に正会員として長期間在籍し理事会の承認を得た者
- (4) 賛助会員 この法人の趣旨、目的に賛同し、この法人の事業を援助するために入会した個人または団体

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は入会申込をし、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員として承認された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金および会費)

第7条 正会員および賛助会員になろうとする者は、総会において定めるところにより、入会金および会費を納入しなければならない。

- 2 第11条第1号により退会した者が再度入会しようとするときは、前項の入会金および会費のほかに、2年分の会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に書面でその旨を届け出なければならない。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき（名誉会員にあつては第2号に該当するとき）は、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

- 2 前項の定めにより会員を除名しようとするときはその会員に当該総会の7日以

上前に通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 退会または除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

(会員資格の喪失)

第11条 第8条第9条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を2年以上納入しないとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 会員が死亡し、または会員である法人が解散したとき

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 一般社団法人および一般財団法人に関する法律第129条に定める計算書類等の承認
 - ・ 事業報告
 - ・ 事業報告の附属明細書
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - ・ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - ・ 財産目録
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は定時総会として毎年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めた場合

(2) 議決権を有する総正会員の10分の1以上から会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面により開催の請求があった場合

(招集)

第15条 会議は、会長が招集する。なお、前条の総会および臨時総会を合わせて会議とする。

2 総会を招集するには、正会員に対し、開会の日14日前までに、文書をもって会議の目的たる事項およびその内容並びに日時および場所を通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項第2号の場合には請求のあった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

4 前条第2項第2号の開催請求から4週間以内に前項の招集の通知が発せられない場合、第1項の定めにかかわらず、当該開催請求をした会員は裁判所の許可を得て総会を招集できる。

5 この法人は、総会の招集に際し、総会議案書等の情報について、電子的提供措置をとる。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。

(定足数)

第17条 総会は正会員総数の過半数以上出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会における決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 前項の定めにかかわらず、次の決議は総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 不可欠特定財産の処分

- (6) 残余財産の処分
- (7) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は書面をもって他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、委任者は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会長・副会長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員および職員ならびに顧問

(役員)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以上17名以内（会長候補および副会長候補を含む）
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事および監事は別に定める役員選出規程により、総会において選任する。

但し、監事の内1人は会員以外から選ばなければならない。

- 2 理事会は、会長ならびに副会長を選定および解職する。この場合において、理事会は、総会において別に定める役員選出規程により会長候補者ならびに副会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(役員構成の制限)

第24条 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

- 2 各理事について、当該理事および配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 他の同一団体（公益法人を除く）の理事又は使用人であるものその他相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は相互に前項に準ずる親族その他の特別の関係にある者または密接な関係

にある者であってはならない。

(理事の職務および権限)

第25条 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐して業務を掌理しその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 4 理事は、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することが出来る。
- 5 前項の定めによる請求があった日から5日以内にこの請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会招集の通知が発せられない場合はその請求をした理事は理事会を招集することが出来る。
- 6 代表理事および業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第26条 監事は理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、法令に定めるところにより、義務等を履行する。
- 4 前項の定めによる請求があった日から5日以内にこの請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会招集の通知が発せられない場合はその請求をした監事は理事会を招集することが出来る。

(役員任期)

第27条 理事および監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員により選任された理事および補欠により選任された監事の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 理事または監事は、第22条に定めた定数に足りなくなるときは辞任し、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事は総会の決議によって解任することが出来る。

- 2 監事は正会員数の3分の2以上の同意をもって解任することが出来る。

(報酬等)

第29条 理事および監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事・監事および非常勤の外

部監事に対しては総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第30条 この法人に、3名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会の議決を経て委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて会長に助言することができる。
- 4 顧問の報酬は無償とする。
- 5 顧問の任期は、選任した会長の在任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第31条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て定める。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 理事から会議の目的を示して開催の請求があった場合
- (3) 理事が第25条5項の定めに基づいて招集する場合

(招集)

第35条 理事会は会長が招集する。ただし、前条3号の場合は当該理事又は監事が招集する。

- 2 会長は前条2号による請求があった日から5日以内にこの請求があった日から

2 週間以内の日を理事会とする理事会招集の通知を發し、理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会の招集は、開会の日の10日前までに、文書をもって会議の目的たる事項およびその内容並びに日時および場所を各理事および各監事に通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることが出来るすべての理事が書面又は電磁的記録によって同意の意思を表示し、監事の異議がない場合は当該提案を理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長・副会長および監事は前項の議事録に記名押印する。

(監事の理事会への出席)

第39条 監事は、理事会に出席して必要と認める場合には意見を述べなければならない。ただし、表決に加わることは出来ない。

(委員会)

第40条 会務運営上、必要と認めるときは委員会を置く。

- 2 委員会はその目的に関する検討結果を理事会に報告する。
- 3 委員会の設置等は別に定める規程による。

第7章 会計および事業計画等

(基本財産)

第41条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会が定めたものとする。

- 2 前項の財産は会長が管理し、処分するときは、あらかじめ理事会および総会の承認を要する。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎年事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第44条 前条の定めにかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

2 前項の定めによる収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号および第2号の書類については内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の定めにより報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる

事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事の名簿
- (3) 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の定めに基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得

財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、変更することが出来る。

2 公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第11条に掲げる変更は前項の定めとともに行政庁の認定を得なければ変更できない。

3 公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第13条に掲げる変更は行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は電子公告により行う

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は「官報」に掲載する方法により行う。

第9章 雑則

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この定款は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長は齋藤康雄とする。
- 3 一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。